

争議解決の要

覺書

日本樂器會社争議は左記各項に依り圓滿に解決し
たり。

一 争議團は八月八日限り之を解決する事

二 會社は争議團解散後に於て既に解雇の通知を
發したる者の中に付會社の詮衡に依り之を採
用し従來の勤續日数を通算する事

三 會社は前項詮衡に洩れたる者(參百五拾名)に對
し總額金參萬円を各勤續日数及賃金を標準と
し解雇手当として支給する事

以上